

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法（民事訴訟法）

1. 以下の【小問】につき、理由を付して解答しなさい。

【小問 1】民事訴訟法 114 条 1 項は「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。」と規定するが、「主文に包含するもの」とは、具体的には何を指しているか。

【小問 2】既判力は、民事訴訟法 115 条 1 項 2 号の「当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人」にも及ぶと規定されている。なぜ本来の当事者（民事訴訟法 115 条 1 項 1 号）のみならず、「その他人」にも既判力が拡張されるのかにつき、具体例を挙げて説明しなさい。

2. 以下の【事案】について、理由を付して【問い】に解答しなさい。

【事案】

大学 3 年生である Y はひどいニキビで悩んでいたが、新聞の折り込みチラシで「美顔効果抜群」と紹介された美容器に興味をもち、就職活動のプラスになると考え、この美容器を製造・販売する X 株式会社（以下「X 社」という。）の本店販売部まで足を運び、X 社の担当者 E から説明を受け、2013 年 6 月 1 日に、代金 200 万円でこの美容器を購入し、当日、X 社からこの美容器の引渡しを受けた。

その後、Y が当該美容器の代金を支払わないため、同年 8 月 1 日、X 社は Y を相手取り、200 万円の売買代金支払請求と遅延損害金を求めて、仙台地方裁判所に訴えを提起した（なお、Y の住所も X 社の本店所在地も仙台市内にある。）。本件訴訟の口頭弁論において、Y は、当該美容器を試してみたが、ほとんど美顔効果はなく、このような美容器を販売することは詐欺に等しいとして、詐欺取消しの抗弁をしたが、審理の結果（最終口頭弁論期日は、同年 11 月 1 日）、Y の抗弁は認められず、2013 年 11 月 22 日、仙台地方裁判所は、X 社の請求につき全部認容の判決をした。Y は、この判決につき控訴をせず、同年 11 月 27 日、判決は確定した。

ところが、判決確定の前日（同年 11 月 26 日）、X 社は、警察により、同型の美容器について美顔効果がないにもかかわらず効果があるかのように偽りこれを販売したことにつき詐欺の容疑があるとして本店等の捜索を受け、同年 12 月 2 日、代表取締役社長 A から役員 3 人全員と具体的な説明をした担当者 B が詐欺の容疑で逮捕された。この事件は全国新聞各紙でも報じられ、X 社が作成し、B から販売担当者に配布されていた販売マニュアルの内容が暴露された。この販売マニュアルは、冊子体及び電子媒体ともに警察により押収されている。

【問い】

このとき、Y の受けた本件判決の効力について論じなさい。